



様式第2号

令和4年 8月15日

坂戸市議会議長 様

会派名 公明党
代表者名 古内 秀宣

実施報告書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 令和4年8月5日（金）午前9時58分～午後3時40分
2 参加者氏名

古内秀宣	藤野 登	柴田文子	野沢聖子

- 3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 午前の部：消防行政の広域化について 午後の部：効果的な予算・決算の審議手法を考える

- 4 概要

別添のとおり

坂戸市議会議員研修会調査結果報告

1 日 時 令和4年8月5日（金）午前9時58分～午後3時40分

2 行 先 坂戸市役所 全員協議会室

3 内 容 午前の部：「消防行政の広域化について」

午後の部：「効果的な予算・決算の審議手法を考える」

4 内容についての概要

本市議会は、前記内容について、議員研修を行った。

研修は次のとおりである。

（1）午前の部 講演 「消防行政の広域化について」

ア 埼玉県消防広域化推進計画について

講師 埼玉県危機管理防災部消防課 主幹 鹿嶋 信也 氏

（ア）消防の広域化の概要

○これまでの経緯

- 平成18年6月「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行－「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置付け
- 平成18年7月「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
- 平成25年4月「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
- 平成30年4月「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正

○市町村の消防組織

- 現在の消防本部は、大別して消防本部及び消防署が設置されている市町村（消防常備市町村）と消防団のみが設置されている町村（消防非常備町村）がある。
- 消防本部の設置方法としては、市町村単位での設置、一部事務組合もしくは、広域連合による設置又は事務委託がある。
- 消防本部の設置状況（埼玉県）
 - ①市町村単位－14市町 14消防本部
 - ②一部事務組合－48市町村 13消防本部
 - ③事務委託－1町（寄居町）

○消防の広域化とは－消防組織法において「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること」と定義されている。多発する災害に対応し、住民の生命、及び財産を守る責務があるが、人口減少に伴い小規模化し、財政面での制約がでてくる中で、広域化の必要性が高まっている。

○広域化による効果の実例

- ・初動体制の強化－火災初動対応（第一出動）の出動車両等の充実
- ・消防署の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮
- ・現場活動要員の増強
- ・財政規模の拡大、特殊車両の配備、設備機能の縮減等も図られる。
※住民への機能の強化になる。

○市町村の消防の広域化の推進スキーム

- ・市町村の消防の広域化の理念及び定義（第31条）－消防体制の設備及び確立を図ることを旨として、機能が低下するようなことがあってはならず、職員の削減を目的としたものではない。
- ・消防庁長官の定める基本指針（第32条）
- ・都道府県の定める推進計画（第33条）
- ・広域化対象市町村の定める広域消防運営計画（第34条）
- ・国の援助及び地方債の配慮（第35条）

○消防広域化の方式（全国56地域）

- ・「一部事務組合」（36地域）－調整が必要であり、意思決定の迅速化が課題である。
- ・「広域連合」（3地域）－国、県から直接権限等の委託を受けるため、権限が強い。複数の事務を自治体から引き継ぐ。
- ・「事務の委託」（17地域）－新たな法人を設定する必要がない。市民の意向が反映されにくい。

○連携・協力に対する財政措置（令和4年度、市町村）

- ・消防の広域化－「特別交付税」「地方債（消防署所等の増改築、統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要な増改築、消防用車両等の整備）」「補助金優先配分（消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金）」
- ・連携・協力－「地方債（防災対策事業費－高機能消防指令センターの新築及び増改築）、緊急防災・減災事業費」
※緊急防災・減災事業費は令和7年度まで

（イ）埼玉県消防広域化推進計画（平成31年3月改定）

○推進計画改定の趣旨

平成20年3月に改定した「埼玉県消防広域化推進計画」について、平成30年4月の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改定を受け、消防広域化をさらに推進するために「埼玉県消防広域化推進計画」を改定。

○消防広域化の必要性

人口減少社会の到来（高齢化に伴う救急搬送の増大）。災害の大規模化・多様化（首都直下型地震、ゲリラ豪雨、NBC災害等）。これらの、消防を取り巻く環境の変化により、体制強化が必要とされる。

○埼玉県消防広域化推進計画の主な改定内容

- ・県内 7 ブロックを目指す—既存のブロックを超えた広域化にも配慮
- ・連携・協力—一部の事務を複数消防本部が共同して行う方法も推進
- ・計画期限—令和 6 年 4 月 1 日

○消防の広域化によって期待される効果（県内の例）

- ・現場要員の増（40 人以上）
 - ・初動体制の強化（火災発災時の初動出動台数 3～5 台→9 台）
 - ・高度、専門部隊の設置
 - ・緊急消防援助隊（全国的な支援）としての出動機会の増加
 - ・特殊車両の効果的整備（支援車、津波・大規模風水害対策車等の配備）
 - ・無線デジタル化費用の低減（単独整備に比べて 5 億 9 千万円の削減）
- ※これらの効果によって、人員配慮の充実、消防体制の強化が図られ、住民サービスの向上に繋がる。

○埼玉県における消防の広域化の状況

- ・当初計画策定時（平成 20 年 3 月）—36 消防本部
- ・令和 4 年 8 月現在—27 消防本部
- ・令和 5 年 4 月に上尾市と伊奈町が広域化の予定

○広域化に向けたステップ

- ・西部地域—広域指令共同運用の推進協議会（4 つの消防本部）設置
- ・東部地域—広域指令共同運用の推進協議がされている

イ 消防行政の広域化に係る先進事例の紹介

講師 消防広域化推進アドバイザー 静岡市消防局 大石 光 氏

（ア）静岡市消防局における消防広域化等の経緯

- ・平成 20 年 3 月 25 日「静岡県消防救急広域化推進計画」策定（3 消防本部を目標とする）
- ・平成 22 年 2 月 11 日「静岡県中部圏域消防救急広域化連絡会議」において、静岡地域 3 市 2 町の枠組みにより、静岡市への委託方式で、平成 28 年 4 月 1 日より広域化することで合意された。
- ・平成 28 年 4 月 1 日「静岡市消防局」が誕生（3 市 2 町管轄）

○静岡県広域化推進計画で、3 圏域とした理由

- ・核の拡大による圏域形成
- ・100 万人規模の実現

- ・指令の広域化・共同化（平成 28 年のデジタル化に併せて推進）
 - ・医療体制への対応
 - ・航空消防体制への対応（山林が多くヘリが必要）
- 平成 22 年 6 月 3 日－静岡県 8 圏域を目標に変更（中部圏域を 1 → 2 に変更）
- 令和 4 年 4 月 1 日現在静岡県内の状況－16 消防本部（西部圏域 7、中部圏域 2、東部地域 7）

（イ）消防広域化の歩み

- 平成 21 年度の取り組み
- ・静岡県消防救急広域化推進計画の中圏域（案）に対し、静岡市として圏域内の首長に対し提案を行った結果、2 市 2 町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）が賛同し、広域化に向け検討開始。
※焼津市、藤枝市は合意に至らず。
- 平成 22 年度の取り組み
- ・「静岡地域消防救急広域化運営協議会設立準備会」設置
 - ・消防救急広域化運営計画策定のための資料作成（広域化の効果を最大限に活用した新消防体制のあるべき姿及び広域化の実現に向けた要調整事項等を検討し、「中部圏域消防広域化運営計画」作成の指針となるべき報告書を準備会と連携し 1 年かけて協議した。）
- 平成 23 年度の取り組み
- 「静岡地域広域消防運営計画策定指針」策定
 〈常に変化に対応し、住民の期待に応える消防〉（目指す消防の姿）
- 基本理念 I 住民への消防サービスの充実強化
 基本理念 II 全市町の一体的な総合力の発揮
 基本理念 III 投資の効率化と参加自治体のコスト縮減
 基本理念 IV 参加自治体首長等の運営への主体的参画
- 平成 24 年度の取り組み
- 「広域消防運営計画策定指針」を策定後、静岡地域消防救急広域化運営協議設立準備会から、静岡地域消防救急運営協議会に移行し、広域消防運営計画の策定に向けた具体的な検討を行うこととなった。
- 平成 25 年度の取り組み－「静岡地域広域消防運営計画」を策定
- 平成 26 年度～平成 27 年度の取り組み－指針及び運営計画を基に、事務委託に向けた具体的な協議及び調整。
- 平成 28 年 4 月 1 日－消防広域化の実現

（ウ）経費負担の体系整理

- 経費負担の考え方－広域化後の消防に係る経費については、スケールメリット等を活かし、各市町において広域化前の経費以上の負担を生じさせないことを前

提とする。ただし、消防力の強化及び社会経済情勢の変化に応じて生じる新たな経費については、この限りではない。また、経費は、サービスの及ぶ範囲の市町が一定のルールで応分に負担する。

(エ) 消防広域化の実績と効果

①災害出動（平成28年度から令和3年度までの6年間）

・直近出動による現場到着時間の短縮	1,821件
・初動隊の増隊による部隊の充実	974件
・特殊部隊（航空隊、山岳救助隊など）の出動	55件
・管轄隊の減少に伴う部隊の移動配置	170件
	合計 3,020件

②静岡地域消防運営協議会の開催

- ・首長会議 年1回以上 幹事会 年2回以上
- ・毎月担当者が市町へ事務連絡に訪問

③消防団との合同訓練（平成28年度から令和3年度までの6年間）

- ・島田市16回、牧之原市8回、吉田町3回、川根本町5回（合計34回）

④ホットラインの創設

- ・委託市町の首長と消防局長の携帯電話番号を交換し、24時間365日連絡できる体制を整備

ウ 質疑応答

- ・問 静岡県中部圏域の広域化に合意しなかった、焼津市等の理由は。
- ・答 現状の方が行政運営しやすく、広域化のメリットがないなどの政治的判断と考えられる。

- ・問 現在、坂戸市を含む第3ブロックと第4ブロックで高機能消防指令センターの共同運用の計画が進んでいるようだが、7ブロックを目指す県の計画と矛盾はしないのか。

- ・答 ブロックを超えた連携であっても県として支援する。国の次期計画も注視し、今後も検討していく。

エ 感想・所見

この度の坂戸市議員研修会午前の部では、「消防行政の広域化について」をテーマとして、埼玉県危機管理防災部消防課主幹 鹿嶋 信也氏から埼玉県消防広域化推進計画について、及び消防広域化推進アドバイザー 静岡市消防局 大石光氏から消防行政の広域化に係る先進事例の紹介として静岡市消防局の実例を学ぶことができ、大変に充実した研修会となった。

特に印象的であったのが、広域化による効果として初動体制や現場活動要員の増強、特殊車両の整備、デジタル化費用の低減などが図られること。また、静岡中部圏域における広域化に向けての具体的な取り組みや、消防のあるべき姿や調整事項を1年かけて丁寧に協議した点など、大いに参考となり深い感銘も受けた。

今回の研修会は、新型コロナウイルス感染症「第7波」の最中で、全国的にも本市においても感染拡大が危惧される中実施されたが、7月は市内においても記録的な豪雨が発生するなど、近年は感染症や自然災害が大規模化・多様化している。加えて、高齢化に伴う救急搬送の増大、NBC（核物質、生物剤、化学剤等による）災害やテロ災害も決して他人事ではなくなったと言える。こうした社会情勢や環境の変化において、人々の生命及び財産を守る消防救急体制の強化が求められるのは当然のことであり、本市としても、消防行政の強化は喫緊の課題であると痛感した。大変有意義で貴重な学びの機会となった今回の研修を、今後の消防行政や市民福祉の向上に活かしていく所存である。

（2）午後の部 講演 「効果的な予算・決算の審議手法を考える」

講師（株）地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

ア 予算・決算審議におけるPDCAサイクル

- Plan—財政計画の策定（予算） Do—財政計画の実行
Check—財政書類の作成・分析による問題点把握（決算）
Action—長による改革の意思決定（予算案への反映）
- 予算の目的—地方公共団体の行政を計画的・効率的かつ民主的に推進していくため、住民の負担等によって確保された財源を、住民の意思を反映させつつどのように支出していくかということを明らかにしたもの。
- 自治体予算の役割—政治的機能、行政管理機能、経済的機能
- 予算編成方針—①首長の政策で何を重点とするのか、②財政部門が事業部門に予算の骨格とその裏付けとなるデータを示す、③事業部門の財政部門に対する予算要求のルールを説明することが主たる構成となる。
- 予算審議に係る規定—予算の提案権は長のみが有する。予算議決権は議会が権限を有する。予算修正権は減額修正に制約はないが、増額修正には制約がある。
- 予算に対する再議—（一般的拒否権）予算の議決について異議があるとき10日以内に理由を示して再議。（再議後は出席議員の3分の2以上の議決で確定）

イ 予算審議における留意点

- ① 本会議で審議する。

- ② 主たる委員会に付託し、関係委員会と連合審査会を開き審査する。
- ③ 予算特別委員会を設置・付託し、各常任委員会を分科会として審査する。
- ④ 予算常任委員会を設置・付託し、各常任委員会を分科会として審査する。
(適法適当で優れている)

- ⑤ 各常任委員会に分割付託し審査する。

○予算・決算委員会として求められる活動

- ・3月定例会又は補正予算提案定例会・9月定例会－付託された予算案・決算案の審査。
 - ・閉会中及び当初予算・決算予算・決算が提案されない開会中一所管事務調査及び所管事務調査のうち必要と考える施策又は事業について調査を行う必要がある。
 - ・所管事務調査権の手続き（常任委員会の場合のみ）－①常任委員会又は議会運営委員会で所管事務調査権を行う旨の議決を行う②議長に対し、所管事務調査の事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ通知。
 - ・所管事務調査を行える期間－議会開会中のみ。（閉会中は所管事務調査に係る調査のうち、議会議決により付議された調査事件についてのみ調査可能。）
- 予算編成過程への関与－議会は長に対して予算編成過程の資料を要求することができる（執行部からもらえるなら、もらった方がいい）が、長は法的に提出する必要がない。
- 予算委員会と正副議長の取扱い－地方自治法上禁止する明文はないが、中立・公平の立場で議会運営を円滑につかさどることが求められていることから、委員として案件に対し可否を表明することは中立・公平性を害する恐れがある。

ウ 予算に対する修正と限界

- 減額修正－特に問題とならない。
- 増額修正－地方自治法で、「議会は、予算について増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の権限を侵すことはできない。」と規定。
- 予算を伴う議案の提出にあたっての留意点－議員が予算を伴うこととなる議案を提出するにあたっては、長と異なり地方自治法の規定は適用されないので特段の措置は必要ないが、予算を伴う議案が議会で可決されても、長は当該議案を執行するための予算措置をしなければいけない法的な義務はない。（実質動かない恐れあり）

エ 予算に対する修正以外の効果的な手法

- 予算の組替え動議－議員の求める修正事項について、長がこれを認めて予算を再提出することを求める動議。

- 予算の組替え動議の効果と長の対応－予算の組替え動議が可決されても、長は法的に何らの措置を取る必要がない。
- 予算の組替え動議と修正の動議との相違
 - ①形式－修正動議は本案に溶け込む形式、組替え動議は特になし。
 - ②効果－修正動議は法的効果あり、組替え動議は法的効果なし。
 - ③提出要件－修正動議は議員定数の1/2分の1以上、組替え動議は2人以上の賛成者。
- 予算に対する附帯決議－可決又は修正議決した案件に対する委員会の要望、執行上の留意事項等を議決でまとめたものをいう。（附帯決議は附帯の対象となった案件が可決されたあとで議題となる。）
- 附帯決議可決後の処理－当該附帯決議に対して長がどう対応するかというのを文書又は口頭で回答させる必要があり、議会としては附帯決議についての執行機関の対応措置を逐次追跡し附帯決議の内容の実現に努力する義務がある。

オ 予算への効果的な質疑手法

- ・長の予算編成方針に沿った健全な予算の組み方がなされているかどうか。
- ・形式的に歳入歳出のバランスがあつても空財源（補助金・起債・交付税の過剰計上等）を見込んでいないか。
- ・事業目的の緊要度の順位が間違っていないか。
- ・住民の請願・陳情、議員の質問・質疑をどれほど検討し反映しているか。
※坂戸市は事業評価で終わっているため、予算化まで追うべきではないか。
- ・単価の積算の基礎が正確か、事業費の積み上げが正確になされているか。
- ・経済効果の低いものが見込まれていないか。
- ・不要不急のものはないか。
- ・重点施策、他の計画、関係施策との整合性が明らかか。
- ・民間や他のセクターで実施できないか。（PFI、PPP等の活用が可能か）
- ・新規事業を拡充するために廃止縮小した事業はどのようなものか。
- ・事業の見直し時期が明らかになっているか。
- ・次年度以降の財政負担が明らかになっているか。

カ 決算審議における留意点

- 意義－執行機関による予算の執行状況を事務的に監視するとともに翌年度の予算案に関する審議を行うための参考となる情報や判断材料を得る。
- 決算認定の考え方
 - ・認定の意義－予算の執行が適法かつ適正に行われたことを地方公共団体の意思として確認する行為。
 - ・効果－執行機関に対して過去における予算執行に関する政治的・徳義的な責任

を解除するにとどまり、法令に違反する経費の支出等の違法性を阻却し、法的な責任を解除するものではない。

- ・不認定－地方公共団体の意思としての収支の確定がなかったこととなるが、決算の効力に影響はない。

○決算不認定の場合の措置－地方自治法第233条では、「普通地方公共団体の長は、第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」としている。

キ 決算への効果的な質疑手法

(1) 岁入

- ・税収入は予定どおりあがったか。収入未済額はなぜ生じたか。予算で見込んだ収入額は適当であったか。
- ・補助金は予定どおり入ったか。減収があったとすれば、その理由は何か。
- ・起債は予算に計上したように借り入れできたか。できなかつたとすればどんな事情によるか。
- ・財産、物件の売払収入は予定どおり収入できたか。減収があつた場合、その理由は何か。
- ・予算に計上した額を超えた収入、又は予定しなかつた収入があつた場合、それはどうして入ってきたか。

(2) 岁出

- ・費目の流用、予備費の使用が不当に行われなかつたか。また、予算超過の支出はないか。
- ・法令に違反した支出が行われていないか。
- ・予算額に比べて、支出の執行はどうか。多額の不用額が生じた場合、その理由は何か。
- ・予定した収入が減収となり財源不足が生じた場合、歳出の執行をどう処理したか。
- ・一時借入金の利払いがどれくらいあり、なぜ借り入れをしなければならなかつたのか。返済の時期を漫然と遅らせ、無用な利払いをしていないか。

(3) 会計相互間の問題等について

- ・繰出、繰入は計画どおり行われたか。計画どおりに行われなかつたとすれば、その理由は何か。
- ・特別会計のうち、弾力条項による支出があつた場合、その支出は条例に違反していないか。

(4) 行政効果の確保について

- ・行政執行が予算で見込んだとおりの効果を上げることができたか。
- ・工事が計画どおり完成したか。設計変更があつた場合、その理由は何か。

- ・公共施設はどれだけ整備、改善が図られたか。また、それによって住民生活の利便性は向上したか。
- ・産業はどのように変化し、振興したか。それによって、住民の所得は高められたか。
- ・公務員数はどのように増減したか。また、一般財源に占める給与費の比率はどう変わったか。

(5) 財政構造の変化について

- ・予算執行の結果、地方債の現債額はどのように変化したか。
- ・行政財産、普通財産はどのように増減したか。また、管理費の増減はどうか。
- ・総合的な財政力をどのように変化させたか。

ク 決算と行政評価

○議会における事務事業評価の実施状況（令和2年末現在）－815市中46市実施（5.6%）※坂戸市は事務事業評価を実施。

○行政評価とは、非財務数値を加えた説明責任の果たし方を体系化し、さらにそれを行政経営の手法に展開したものという。

- ・手法一プログラム型（政策を対象）、業績測定型（政策又は事務事業が対象）

○多摩市議会の実例

- ・決算と予算の連動根拠－多摩市議会議会基本条例9条

①議会は決算審議に当たって、市長等が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」という）を行わなければなりません。

②議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を、市長に明確に示さなければなりません。

③市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。

○会津若松市議会の実例

・予算決算審議－予算・決算審査準備会を2月及び9月定例会の約1か月前から設置。（予算決算委員会の分科会で組織。）論点抽出表を作成し、執行機関に質疑、分科会ごとに委員会討議を実施し、分科会として必要に応じ修正案や決議案、要望的意見を取りまとめ予算決算委員会に報告。

・決算審議－施策評価・事務事業評価を主たる審査とせず、委員間討議を主し、決算議案に対して7つの要望的意見をつけることとして決算への一種の提言としている。

ケ 議選監査委員の決算への活用手法

○法的に監査情報を議会に流すことをして問題とならないが、執行機関が情報を出し渋る場合がある。

- 地方自治法第235条の2第3項に基づく例月出納検査報告書を監査委員は長及び議会に提出することとしているが、その報告を毎定例議会の議事日程に掲げることにより議員からの質疑を可能としている。
- 議会・議員の資料要求権—一般的な資料要求権は地方自治法上規定なし。地方自治法第98条第1項・地方自治法第100条に例外あり。
- 監査委員の一般質問又は決算に対する質疑の是非—監査委員は職務上知り得た秘密にかかる事項を除いて質問・質疑を行うことは可能である。
- 議選監査委員が取り上げてよい監査において知り得た事項—情報公開条例の開示情報は一般質問等で取り上げても問題はないが、情報公開条例の非開示情報は取り上げるべきではない。

コ 感想・所見

今回の廣瀬和彦氏による「効果的な予算・決算の審議手法を考える」の議員研修の講義をお聞きし、次の課題なども提案してくださり参考になった。

現在、坂戸市議会で導入している予算決算常任委員会は坂戸市議会の先輩たちが議会改革し、導入を進めた審議方法である。予算決算常任委員会に求められる活動として、所管事務調査（閉会中）を行っていないこと、また、議員間討議を休憩中に行っているため、住民のため、住民目線のための公開になっていないこと、委員会会議録に残っていないことが残念であると指摘された。9月議会で行っている議会の事業評価についても、せっかくすばらしいことをしているのに、議論の過程が見えないことは残念との指摘を受けた。そして事業評価ではなく施策中心に「施策評価」の導入も提案された。

予算に関しては、①増額修正②組替え動議③附帯決議など学んだ。これを受け、坂戸市議会の議会改革を進めていく必要があると感じた。市民からいただいた税金がどのように使われているのか、市民にとって私たち議会で審議している議論がもっとわかりやすくすることが大事であると考える。まず、自身の議員力アップと議員間討議を行える力を磨いていきたい。



令和4年11月18日

坂戸市議会議長 様

会派名 公明党

代表者名 古内 秀宣

実施報告書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和4年10月18日（火）～令和4年10月20日（木）

2 参加者氏名

古内 秀宣	藤野 登	柴田 文子	野沢 聖子

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
長野県飯綱町 いいづなコネクト W E S T	廃校を活用しての地域活性化拠点づくりについて
長野県長野市 ホクト文化ホール	第17回全国市議会議長会研究フォーラム

4 概要

別添のとおり

廃校を活用しての地域活性化拠点づくりについて

視察研修結果報告

- 1 日 時 令和4年10月18日（火）13：00～15：40
- 2 行 先 長野県飯綱町いいづなコネクトWEST
- 3 内 容 廃校を活用しての地域活性化拠点づくりについて
- 4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、長野県飯綱町を訪問しいいづなコネクトWESTの視察研修を行った。

概要は次のとおりである。

（1）飯綱町及び委託業者について

○飯綱町の概要

- ・長野県北部に位置し、平成17年牟礼村と三水村が合併してできた町
- ・人口 約11,000人
- ・主要産業 農業（りんご、お米）

○委託業者 株式会社カンマッセいいづなについて

- ・旧三水第二小学校、旧牟礼西小学校の跡地利用を主の目的に、2019年5月に創業した民間のまちづくり会社
- ・主な事業内容—廃校活用事業、ふるさと納税運営、通販サイト運営
- ・従業員数30名

（2）廃校を活用しての地域活性化拠点づくりについて

ア 廃校活用に至る背景

- ・少子高齢化による人口減少—1945年15,719人→2015年11,000人
- ・平成30年3月に小学校4校→2校閉校—地域の交流・憩いの場の喪失
- ・平成27年に廃校舎の利活用について、地域住民と共に検討するプロジェクトチームを設立。跡地活用を検討し、平成29年に町へ提言書を提出
- ・地方創生推進交付金事業を活用して、跡地施設を整備することが決定

イ 跡地活用について地域住民組織での議論

（ア）旧三水第二小学校「赤東未来創造プロジェクト」

- ・赤東みらい創造プラン「しごとの創業・交流拠点」—創業や起業を支援する機能をメインとした多世代交流型の施設

（イ）旧牟礼西小学校「高岡地区活性化109委員会」

- ・高岡地区活性化プラン「体験・滞在型の都市交流等の拠点」—自然・スポーツ・健康をメインとした多様な人々等の交流人口創出の施設

ウ 施設愛称を公募により決定

- ・“いいつな（飯綱）がり”を創る（コネクション）
- ・旧三水第二小学校—「いいづなコネクト EAST」
- ・旧牟礼西小学校—「いいづなコネクト WEST」

エ 「いいづなコネクト WEST」概要

- ・施設名—飯綱町自然健康体験交流施設（いいづなコネクト WEST）
　　飯綱町サッカー場（いいづなパルセイロフィールド）
- ・開設主体—飯綱町
- ・設置目的—町の魅力である自然の中で豊かな暮らしや観光資源を最大の要素と位置づけ、自然・スポーツ・健康をテーマに様々な体験事業を展開し情報発信していくことで、町の観光誘致や交流・関係人口増加につなげていくことを進める。
- ・施設概要—RC造3階地下1階建て、延べ床面積 約4,922m²
- ・施設整備—リニューアル総事業費
　　校舎本体 約2億5,000万円（地方創生推進交付金活用）
　　サッカー場約1億5,000万円 toto助成金約6,000万円
　　※toto助成金の決定を受けて、整備が実施された
- ・2021年4月全館オープン—営業時間9時～22時

(ア) 施設内容—メイン棟

- ・メイン棟1F—とちのき食堂、コミュニティラウンジ、とちのきランドリー、フリースクール「OZ Field」、会議室「たかおか」
- ・メイン棟2F—合同会社あやとり、株式会社サフィックス、コワーキングスペース「自習室」、ふるさと納税事務局
- ・メイン棟3F—最大50名程度を収容可能宿泊施設
(少年サッカーホテル、農泊体験、法人研修などでの利用を想定)

(イ) スポーツ棟

- ・スポーツ棟1F—株式会社みみずや（ジム受付）、牟礼西児童クラブ、ヒューマンステーション安、シャワー付き更衣室、パワーリハビリテーション、スタジオ（ヨガ等）
- ・スポーツ棟B1F—とちのき給食室、とちのきキッチン、廃校フィットネス Sent.ジムエリア

(ウ) スポーツ施設

- ・人工芝サッカーグラウンド、体育館

(エ) 活用状況（2021年度）

- ・来館者数 約42,000人

- ・施設利用者数グラウンド 6,889 人、体育館 8,665 人、自習室 422 人、
会議室「たかお」 1,126 人 宿泊施設 150 人、スタジオ 1,486 人
- ・飲食店来客数—13,386 人

(オ) 2021 年度主な実施イベント

- ・第 1 回綿半祭り、いいづなコネクト WSET 町民見学会、いいづなコネクトまつり・
第 2 回綿半祭り

(カ) いいづなコネクト WEST での今後の展開

- ・施設利用率のアップ＝合宿、企業研修、イベントなどで施設を使用してもらえるよ
うに、コンテンツの開発を行っていく。
- ・子ども向けの体験型教育プログラムの実施＝施設・近隣の自然をフィールドにした
子ども向けの体験型教育プログラムを実施し、地域の魅力の発見、おとなのつなが
りを作れる機会を提供する。

オ 施設活用による効果

- ・各種イベントの開催—大規模なイベント以外にも、ワーケーションや、スポーツイ
ベント、子どもの教育イベントなど多数のイベントが開催され、町民への新たな機
会提供につながる。
- ・町外からの来訪者の増加—2021 年 4 月～12 月で約 6 万人が来訪し認知度の向上につ
ながっている。
- ・飲食店—施設の 3 人に 1 人が飲食店利用者である。
- ・フリースクール「OZ Field」—町内外から 20 名の子どもが通学。子どもがいなくなっ
た元小学校に子どもの声が戻り、近隣の方も喜んでいる。また、遠方より移住する方も
いる。
- ・TOPPAN ICT KOBO—地元のりんご農家と連携し、ICT 技術を使った「バーチャ
ルりんご狩り」サービスを提供等、農業の ICT 化に貢献している。
- ・林檎学校醸造所—地元の中高生の地域授業で生徒達が製造に携わり、オリジナルシード
ルづくりを行う、職場体験に貢献。
- ・テナント企業同士の交流により、新しい仕事が生まれている（町の雇用が増えている）。

カ いいづなコネクト施設活用の中長期ビジョン

- ①施設の枠を超えて、飯綱町全体にぎわいや活気を生む
- ②自主運営によって成り立つ施設へ
- ③しごとの創出、企業誘致を行い、社会人口、関係人口を増やす

5 所感

少子高齢化による人口減少、中でも子どもの減少の影響は校舎の統廃合の問題を超え、まちづくりやまちそのものの在り方をも左右する重要な課題であり、多くの自治体がその課題を抱えている。統廃合による校舎の利活用が未整備状態である本市にとどても喫緊の課題であり、そのような中での長野県飯綱町の視察は、実際にとても有意義な研修となつた。

「いいづなコネクト」の愛称は、“いいつな（飯綱）がり”を創る（コネクション）で、町民からの公募により付けられたとのことであるが、それを象徴するように、飯綱町の本事業の特筆すべき点は、廃校の方針決定後に廃校舎の利活用等について、地域住民と共に検討するプロジェクトチームを設置し、地域と行政が一体となってまちづくりを進めてきたことである。地域住民こそまちづくりの主体者であることを示す、町の姿勢を強く感じるものである。

住民組織の議論によって利活用方針案は「地域内外の多世代の人々による交流拠点」と定められ、地域の特性と2施設の方向性に沿って会議を重ね、事業運営に至ったことに強い感銘を覚えた。とはいっても、事業開始から3年以内であり、経営状況等改善点も課題も多いとのことであった。

研修は委託業者である株式会社カンマッセの担当者が説明をしてくれたが、その中で「町の担当者と何でも相談できるという“繋がり”があることが、一番の強みである」との言葉が印象に残った。どんな事業も事業が開始することがゴールではなく、その後も、熱い思いを持ったそれぞれの立場の人が関わり続けていくことが、最も重要であると痛感した。

施設に到着してすぐに「とちのき食堂」で昼食を食べたが、そこに施設内にあるフリースクールに通う児童3人も、楽しそうにラーメンを食べに来ていた。廃校になって子どもが居なくなった場所に、また子どもの声が戻ることで地域の方々が喜ばれている。子どもも大人も元気と笑顔になっている。さらに、施設に通うために移住する子どもがいるという現実に大変感銘を受けた。

多くの感動と学びの連続であった今回の視察研修を、今後の議員活動に活かし、市政発展のために尽くしたいと決意を新たにすることができた。

第17回全国市議会議長会研究フォーラム参加調査結果報告

1 日 時 令和4年10月19日（水）13：00～16：50

令和4年10月20日（木）9：00～11：30

2 行 先 長野市 ホクト文化ホール

3 内 容 第17回全国市議会議長会研究フォーラムについて

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、長野県長野市を訪問し第17回全国市議会議長会研究フォーラムに参加し研修を行った。

研修は次のとおりである。

(1) 第1日目 10月19日（水）

ア 開会式

主催者挨拶 全国市議会議長会会长・横浜市議会議長 清水 富雄 氏

イ 基調講演

「コロナ後の地域経済」 株式会社 日本共創プラットフォーム

代表取締役社長 富山 和彦 氏

・コロナ後の地域経済→チャンスは巡ってきたと個人的には思っている。コロナ禍

ショックは、リーマンショックと比べ、地域経済に痛みを与えている。

①グローバル化が進むと「もろい面」に様々なショックが起きている。

地域の経済を強くする必要がある。地産地消が基本になってくる。

②地域経済不調→グローバル企業が成長していない。地域はさほど（低空ではあるが）不振ではなく、GDPを稼いでいるのは地方の会社。この30年の不振は、東京の不振である。

・1/20、1/10の人件費の外国との競争は厳しい。

トヨタ、ホンダが頑張って雇用確保しているが、ギリギリである。

・デジタル革命

有機ELなど技術はすごいが付加価値がつけられない。単なるディスプレイを求めてテレビにいかない。コンテンツ Netflix などにもっていかれる。

予想がつかない変化・・・音楽配信、CD買わない。

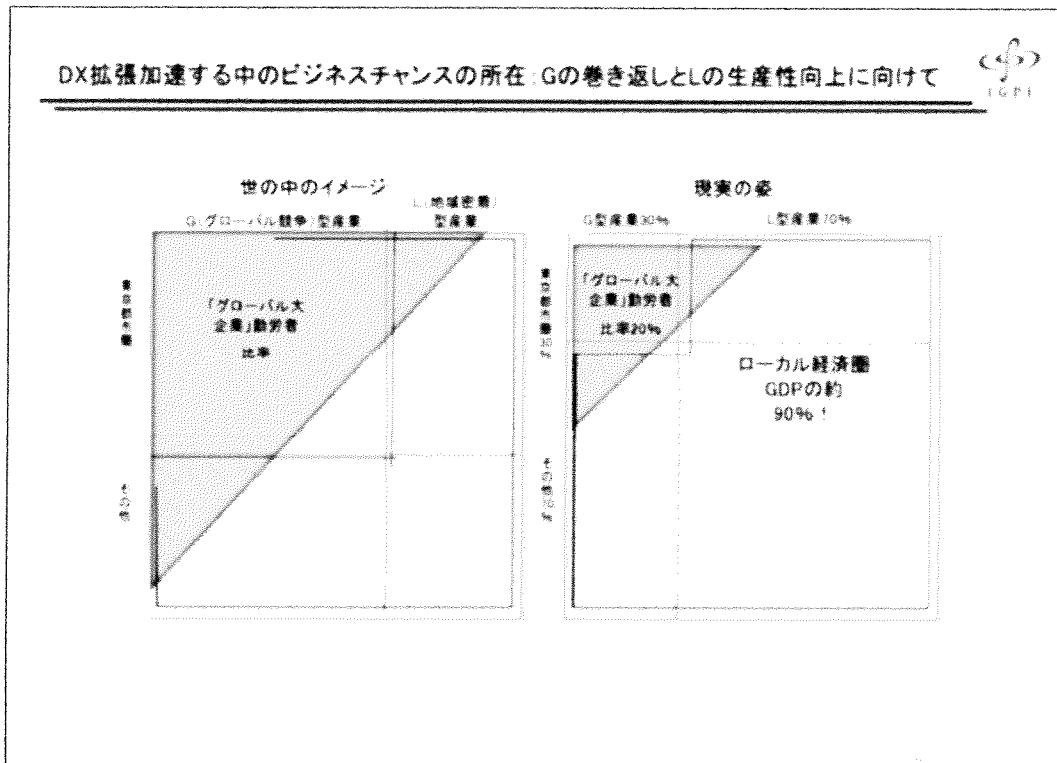
・グローバルが大きいイメージだが、実態はローカル（次項の図参照）

東京が成長していないので、比率が下がっている。

・グローバル化が進むとグローバル企業が停滞。先進国で空洞化。場所も移動できる、生産もプレミアム型しか残っていない。

ドイツのベンツ→Sクラスしか国内で作っていない。成長するのは、これから豊かになるところ。国際収支には、所得収支が入ってくるから何とかバランスをとって

いる。貿易収支は厳しくなっている。



- 日本経済復興の本丸はローカル経済圏、中堅・中小企業経済圏
- IGPI
- ↗ ローカル経済圏、中堅・中小企業経済圏こそが日本経済の主流！
 - GDPの7割、雇用の8割、そしてその比率は上昇を続ける
 - ↗ 労働生産性の低さ、マネジメントレベルの低さこそが成長の機会！
 - 100M走10秒の選手を8秒にするのはほぼ不可能だが…
 - そもそも100M走15秒でOKかつスマートでも勝負できる事業特性
 - ↗ GからLへ流れは変わる、ローカルCXDXを起動せよ
 - 「エッセンシャルワーカー」こそがこれからのコア中間層を形成すべき
 - L型産業こそエッセンシャルインダストリー
 - G型産業は大量の中産階級雇用を生まない時代一役割はGNI(所得収支)の稼ぎ手
 - ↗ Lの世界の両利き経営、CX経営とは？＝密度の経済性とCXDXで大きなチャンス到来
 - 「分ける化」「見える化」地道かつ徹底的CXがDXにつながる事業特性
 - 衝違いに安いコストで最先端のデジタル技術を使い倒せるクラウドDX時代

- ・チャンスである。労働生産数をガンガンあげてもいい。
- ・エッセンシャルワーカーが再認識された。オンライン化、リモート化で東京近郊にいなくても仕事ができる。
- ・地域公共交通機関は、まだまだ伸びしろがある。デジタル革命関係ない。
(ICカード、ドラレコも導入)
- ・現場の知恵を出していく。人材と貪欲な改善意識があればできる。
- ・バスロケーションシステムがクラウドでものすごく安くなった。
- ・オンデマンドの路線バスは、スマホがあれば停留所を固定せず、走らせることができる。(路線と停留所を決めると空バスができる)
- ・地域の活性化は、人材（よそ者・馬鹿者・若者）の交流にかかっている。
- ・コロナ禍後の地域経済が、日本を引っ張る可能性を信じている。

ウ パネルディスカッション

「地方議会のデジタル化の現状・課題と将来の可能性」

コーディネーター 人羅 格 毎日新聞社論説委員

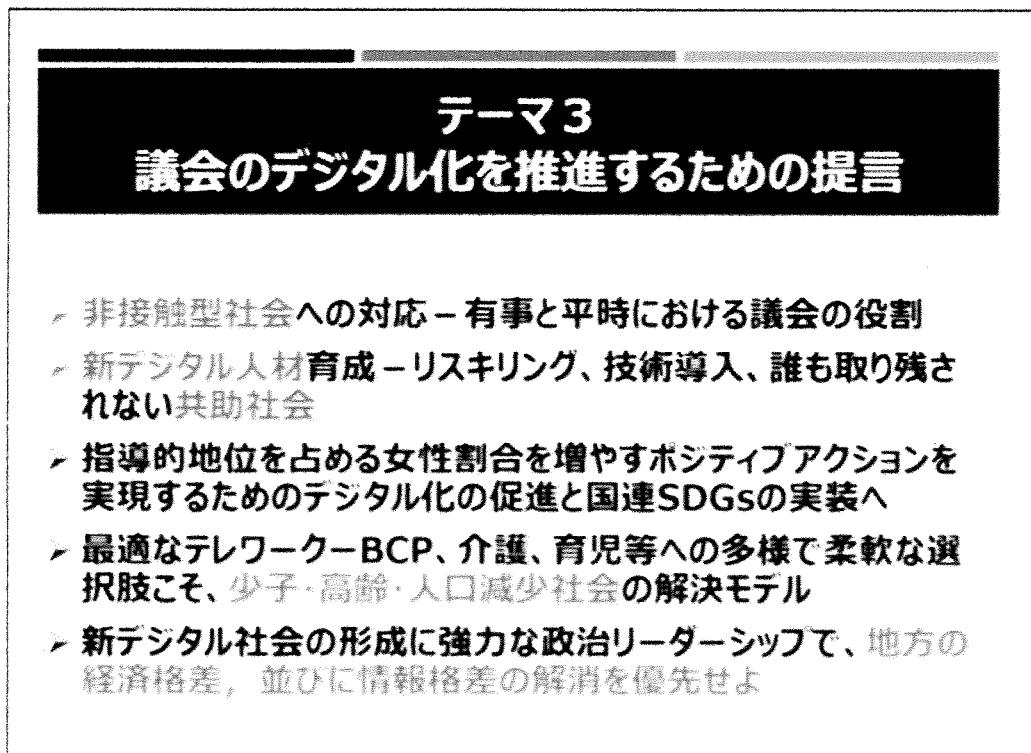
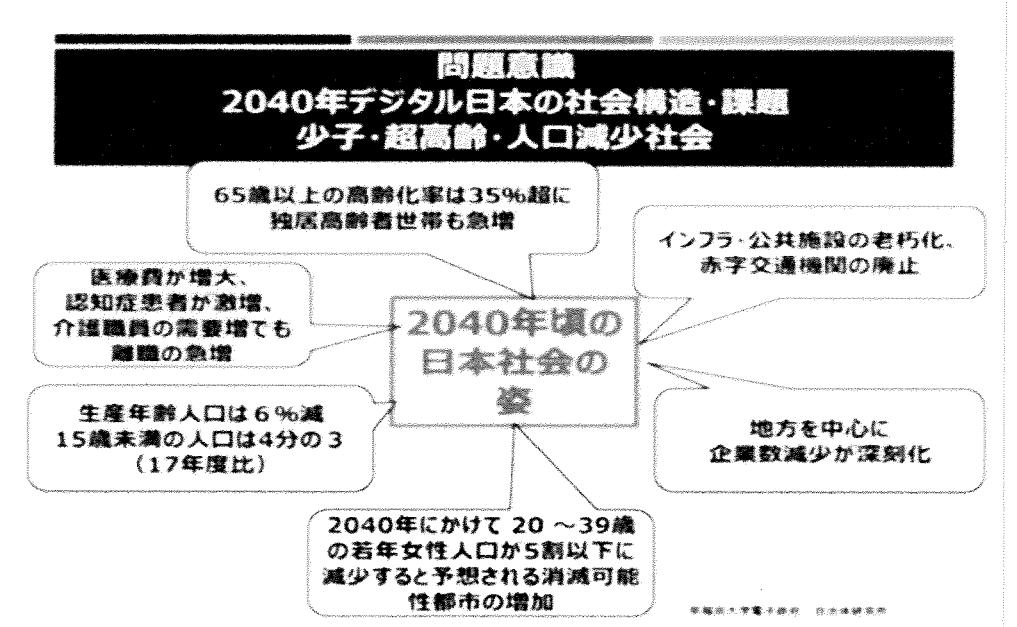
パネリスト	岩崎尚子	早稲田大学電子政府・自治体研究所教授
	牧原 出	東京大学先端科学技術研究センター教授
	湯浅墾道	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
	寺沢さゆり	長野市議会議長

(ア) 人羅 格コーディネーター

- ・市議会のデジタル化の取組状況
 - Ⓐ委員会等のオンライン開催
 - Ⓑタブレット端末の普及状況
 - Ⓒ会議のICT化
- ・住民との対話に寄与するにはどのように進んでいくのかという視点が必要である。市の課題を住民とどう共有していくのか。投票率など。

(イ) 岩崎 尚子氏

別紙



(ウ) 牧原 出氏

○普及の現状

- ・総務省通知（2020年4月30日）により委員会のオンライン開催を認める
- ・「出席」要件から本会議では認めない：国会についての衆議院・参議院の対応に準じる
- ・2022年1月1日段階

オンライン開催のため条例等改正した団体は135団体、市では77団体
オンライン委員会を開催した団体は35団体、市では20団体

オンライン開催を試行した団体は29団体、市では18団体

- ・デジタル化で一番進んだのは、職員同士のチャット

○オンライン議会の開催の条件

- ・練習を続ける、マニュアルの作成：面倒くさがらない
- ・議長の議事進行能力：オンライン参加者と議場参加者とを同等に扱いつつ審議を進める
- ・必要なのは、すでに実施している団体側から、実施に際しての留意点・工夫点などの細かい情報を公開し、他の地方議会と共有していくこと

(エ) 湯淺 墓道氏

✓ 議会のデジタル化の意義

6

□平時・災害時・コロナ禍にかかわらず議会機能を十分に發揮し、住民とのコミュニケーションを確保

- ・デジタルトランスフォーメーションの視点により、議会・議員活動を見直す

●危機に強い議会の構築

●デジタル・インクルージョンの実現

●議会に何らかの制約で出席できない議員ができるだけ減らし、民意を反映



- ・これらをオンライン化で実現できる

✓ 住民との関係の再構築

7

□議会と住民

- 議会Webサイトを通じた広報、議事録公開、本会議のインターネット公開、意見聴取、議員のSNSによる発信等様々なものが行われている
- 一方通行のコミュニケーションが多い

□オンライン化による再構築

- 議会報告会やこども議会等の双方向のコミュニケーションをオンラインで開催
- 協働性が高まる
- 住民の議会・議員の活動への理解度が高まる

✓ デジタル化の検討に当たって

9

□公式な手続

- 本会議・委員会・※全員協議会
- 地方自治法上の機能・権能

現時点では法令の制限・制約があるものが多い

□関連の事務

- 質問通告等、議会の運営手続
- 各種書類
- 事務連絡

デジタル化できるものが多いが検討も必要

□非公式の手続

- 事前説明（レク）
- 意見聴取
- 事前協議

デジタル化できるものが多い
実務上、デジタル化のメリットが大きい

✓ セキュリティ

12

□本人確認・なりすましの防止

- ID・パスワード+マイナンバーカード等
- カメラ動画画像での確認

□通信障害

□機器の故障

- 対面の場合の手続や対応を参考にしながら、あらかじめ検討することで対応可能

□将来

- 自然人が物理的にその場にいることが「出席」の必須要素か？（有体物性、本人性、同時性、同場所性のセットが必須か？）

- アバターやロボットの利活用もあり得る

✓ 留意点 14

- 住民の代表によって構成される議会の公的な機能の重要性にかんがみて確実な実施が要求される
 - 紙、印鑑、対面 + 議会事務局職員で担保されている
- ↓
- セキュリティ上の懸念を過度に強調することはオンライン化の実現を阻み、利便性や効率性をかえって低下させたり、公開性・透明性を減少させたりするおそれ
 - セキュリティ対策は、災害対策等のBCPに組み込む必要がある
 - 利便性・効率性、公開性・透明性（情報公開・説明責任）、秘匿性（個人情報・プライバシー情報、いわゆる解禁前情報）を両立させること

✓ 今後の手続のデジタル化の検討例 15

手続	方法
議決	電子投票
選挙	電子投票
検査	デジタル・フォレンジック
監査の請求	デジタル文書の提出による請求 (電子署名やタイムスタンプ等の請求したことのデジタルな証跡)
意見書の提出	デジタル文書の提出 (電子署名やタイムスタンプ等の提出したことのデジタルな証跡)

□法令の統合

- 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合

□地方公共団体の個人情報保護制度

- 統合後の法律において全国的な共通ルールを規定
- 全体の所管を個人情報保護委員会に一元化
- 個人情報の定義
 - ▶個人情報の定義等を国・民間・地方公共団体で統一
- 議会は除く
 - ▶議会において条例制定等、自律的な対応が必要

(オ) 寺沢 さゆり氏

④市民との意見交換会をオンラインで開催

令和4年5月

平成28年に、それまでの「議会報告会」から、市民の意見を取り入れやすい「市民と議会の意見交換会」に開催方法を変更し、年に一度開催している。

令和2年、3年は、新型コロナウイルスの感染状況により直前で開催を中止した。令和4年は、コロナ禍であっても市民との意見交換をする場を作るため、会場とオンラインのハイブリット方式での開催を企画し実施した。

当日は、52人の出席者のうち、オンライン出席者は13人と25%を占め活発な意見交換がされた。



▲市民と議会の意見交換会の様子

会場での参加を予定していた方で、濃厚接触者となつたため、直前にオンラインでの参加に変更した方や、仕事等で会場に足を運べない方などの参加があった。

○長野市議会について

【デジタル化への取り組み】

- ・平成28年 採決システムの導入
- ・平成30年 常任委員会 インターネット中継を開始（録画）
- ・平成31年 議会活動にタブレットを導入
- ・令和4年 市民と議会の意見交換会をオンラインで開催
- ・令和4年 委員会のオンライン開催の導入

(力)まとめ

- ・デジタル化と民主主義、地方議会とは親和性高いと考える
- ・来年の統一地方選・・・なり手不足の問題がクローズアップされる
- ・残念な議員、世間の目も厳しい
- ・地方議会を変えていかなければならない時（人口減少・コロナ感染症の問題点）にデジタル化は大きい意味がある
- ・デジタル化については、自治体間の温度差がある
- ・成果の検証をしつつ、着実に歩みを進めることが大切である

(2) 第2日目 10月20日(木)

ア 課題討議

「地方議会のデジタル化の取組報告」

■コーディネーター

谷口 尚子 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授

■事例報告者

金澤 克仁	取手市議会議長
板津 博之	可児市議会議長
林 晴信	西脇市議会議長

(ア) 事例報告

○金澤 克仁 取手市議会議長

「ICT活用いつでも・どこでも議会の権能を維持向上」

- ・取手市議会におけるICTを活用した主な取組
 - ①会議（50回を超える公式な委員会・その他非公式会議等で50回以上）
 - ②オンライン事前説明で議案理解度の向上
 - ③現地視察（現地に行かずも現場把握）
 - ④広聴・広報（相手の都合に合わせて開催しやすい）
 - ⑤災害対応（災害時は地元に残りつつ議会・議員活動）

- ⑥研修（オンライン視察は効率的）
- ⑦ペーパーレス（年18万枚・職員時間外大幅減）
- ・議会運営のデジタル化・住民とのコミュニケーション強化の取組
 - ①オンライン事前説明
 - ②コロナ禍、学校休校により育児、介護をしつつ、また、濃厚接触者等により自宅待機でもオンライン委員会に出席し審査。
 - ③医療従事者とは平日の夜間、市PTAとは土曜日の午前中など、情報を聞きたい相手の都合に合わせて開催。
- ・会議録の可視化システムの導入
- ・四者協定連携で未来に向かう！
 - ①早稲田大学 ②一般社団法人地域経営推進センター
 - ③東京インタープレイ株式会社 ④取手市議会・同事務局

○板津 博之 可児市議会議長

「可児市議会の取組について」

- ・コロナ禍における議会報告会—令和2年11月
コロナ以前は地区センターで実施していたが、人数制限を設け議場で開催。
出席者は市自治連絡協議14名に限定。
一部議員はオンライン会議室システムを活用して参加。報告会の様子をケーブルテレビで番組を作成し放送（YouTubeでも配信）
- ・完全オンラインの議会報告会—令和4年5月
第1部 予算決算委員会
第2部 委員会ごとのテーマに沿って進行
- ・議会グループウェアの導入—2021年4月から導入
委員会資料を委員以外にも配信。グループでの意見交換が可能に。
様式のダウンロードも可能。

○林 晴信 西脇市議会議長

「議会DXへの取組」

- ・平成22年に議員定数4名削減の陳情が市民から出され、それを否決したところから議会改革がスタートした。
- ・決算審査の充実だけでは政策議会にならない。必要なのは住民との意見交換会（議会報告会）である。そのうえで、住民の意見が常任委員会で所管事務調査を実施し、政策提言へつながっていく。
- ・しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、議会報告会、視察調査と受け入れ、陳情者の委員会出席等が機能不全に陥った。
- ・令和3年新庁舎が完成しオンライン議会の物理的環境が整ったため、オンライン化実現のための委員会条例等を整備しスタートした。

- ・タブレットの導入は、議会のICT化=ペーパレスにつながるがそれだけでは、市民の生活をより良いものに変革し、議案の審議等が充実したとはいえない。西脇市議会ではタブレットより、ノート型パソコンの使用者が多い。タブレットは例規集の代替えとして平成27年から貸与しているが誰も使っていない（総務部からの制約が多いため）。
- ・自治体DXは、行政も、議会も一緒にDXしなければならない。議会DXとは、デジタルによる議会の効率化とデジタルによる多くの多様化した民意の集約化であり、情報の共有、住民参画、議会の機能強化により人々の生活をより良いものへと変革=住民福祉の増進につながる。
- ・オンライン視察は時間と距離を超越できる。
- ・「オンライン議会と語ろう会」の効用

今まで参加したことのない層へアプローチができた（若い女性が多かった）。参加者の感想では「今後も参加したい」との意見が多かった。参加者からでた意見や提案は所管の常任委員会で議論し、2つの提案について委員会を代表して一般質問を実施した。
- ・「オンライン議会と語ろう会」の今後の課題
 - ①さらに参加者を増やす方策（周知方法を含む）
 - ②各議員のZoom会議への慣れ
 - ③ファシリテーターのスキルアップ
 - ④1対1の議論になりがちなのをどうするか
- ・オンライン予算広聴会について

目的=令和4年度の市の予定している事業について、議員が市民から意見を聞き、予算を審査する際の参考にするために開催する。

実施方法=定例会初日に参加者募集、対象事業説明シートをHPにアップ。
予算常任委員会審査が始まるまでに実施。

予算広聴会開催=参加者は1名。小中学校コンピュータ設置事業について意見陳述。専門知識を持った方だったため、約30分間に渡り意見交換をした。「GIGAスクール構想」にも役立つ結果となった。

今後の課題=市民に情報をどうリサーチさせるか！

イ 閉会式

長野市と北九州市（次期開催地）との開催旗交換

5 所感

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、3年ぶりに全国市議会議長会研究フォーラムが長野県長野市で開催された。宿泊地が上田市になるなど全国からの参加者が多く、関心の高さが覗えるものとなった。

3年にわたるコロナ感染拡大は、世界規模で生活や経済などに甚大な影響を及ぼしており、市民生活も価値観も人々の関わりも全てを変えてしまっている。このような状況において、人々の生活や人生を守るために行政や議会が果たす役割も大きく、また変化が求められることは誰もが自覚している。だからこそ今回の研究フォーラムのテーマである「デジタルが開く地方議会の未来」に求められる役割が大きいと痛感する。

基調講演やパネルディスカッション、事例報告等全ての内容において、デジタル化社会の進展がどのように変化し、議会としてどう対応し、市民生活の向上に寄与していくかなど、多岐にわたり様々な意見が交わされ、大変有意義な研修となった。

デジタル化時代の議会改革を TTP=徹底してパクる、と表現した報告者が何人もいたが、多くの参加者が共感した言葉となった。先進事例は大いに参考となり、同時に多くの課題も教訓となった。本市議会で導入されているタブレット端末は議会改革に大きく寄与していると感じているが、市民のための改革はこれからである。今回のフォーラムで得た多くの内容を議会改革に活かし、市民生活の向上に尽力して参りたい。



坂戸市議会第2号

令和5年2月24日

坂戸市議會議長様

会派名 公明党

代表者名 古内 秀宣

実施報告書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和5年 1月26日（木）～令和5年 1月27日（金）

2 参加者氏名

古内 秀宣	柴田 文子	野沢 聖子	

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
静岡県袋井市 袋井市立袋井図書館	個性診断に基づく絵本紹介サービスの実証事業について
神奈川県座間市 座間市役所	社会的孤立状態にある方のフリースペース「みんなの居場所 ここから」について

4 概要

別添のとおり

個性診断に基づく絵本紹介サービスの実証事業について

視察研修結果報告

1 日 時 令和5年1月26日（木）13：30～15：00

2 行 先 静岡県袋井市袋井市立袋井図書館

3 内 容 個性診断に基づく絵本紹介サービスの実証事業について

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、静岡県袋井市立袋井図書館を訪問し、個性診断に基づく絵本紹介サービスの実証事業の視察研修を行った。

概要は次のとおりである。

（1）袋井市について

○袋井市の概要

- ・静岡県西部に位置し、平成17年に旧袋井市、旧浅羽町が合併。鉄道等主要交通網が横断し交通条件に恵まれており、田園地帯と茶畑、川や遠州灘に面し自然環境にも恵まれている。

- ・人口 約88,000人

○袋井市立図書館（3館）の概要 令和3年度末蔵書数 330,419冊

- ・来館者 229,981人 利用者数 150,172人 貸出冊数 529,532冊

○主な子ども読書推進活動施策

- ・ブックスタート事業（平成19年度～）、セカンドブック事業（平成26年度～）、サードブック事業（令和4年度～）
- ・青空図書館（令和2年度～）、出張図書館（令和4年度～）
- ・ブック通帳の導入（令和元年度～）

○袋井市と凸版印刷株式会社の提携

- ・令和3年1月 地方創生の推進に向けた連携に関する協定を締結

- ・優先事項—ICT教育の推進

専門人材の教育委員会への派遣。教育ソフトの開発実証など

（2）個性診断に基づく絵本紹介サービスの実証事業について

ア 実証事業の概要

- ・目的 「図書館未利用層へのアプローチ」、「子どもの読書の質の向上」、「子どもの読書について保護者が図書館司書に相談しやすい環境づくり」などの課題解決に向けて、凸版印刷株式会社が開発した個性診断を活用し、診断結果に基づいて図書館司書が厳選した絵本を紹介することで、新たな読書に関する相談のきっかけづくりとなるかを検証する。

- ・実証期間 令和4年8月9日（火）～8月31日（水）（19日間）
- ・対象者 2歳から6歳の子どもとその保護者
- ・実証方法 ①袋井市立図書館の絵本コーナーへタブレット端末を2台設置し、来館した親子が個性診断を受けられる環境を用意。
②図書館司書が2歳から6歳向けの蔵書の中から特に子どもに会って欲しい170冊を事前に厳選。この中から、診断結果に基づきおすすめの4冊を画面に表示し、図書館司書がその場でおすすめし、借りられるようにした。
③体験後、アンケートへの回答を依頼。
- ・費用 無償
- ・周知 市長定例記者会見、広報ふくろい、袋井市情報配信サービス「メローネット」、図書館だより、図書館ホームページ、図書館Twitter

イ 個性診断とは

- ・凸版印刷株式会社が開発した知能を8つの指標に分類して、ひとりひとりの“好き・得意”を可視化する仕組み。
※8つの能力指標・・・1980年代にハーバード大学・ハワードガナー博士が提唱した知性の8つの分類を始め、最新の心理学や脳科学の知見を集約し早稲田大学・総合科学学術院 本田恵子教授の協力のもと、凸版印刷が独自に開発した指標。
①視覚・空間 ②身体・運動 ③音楽・リズム ④対人 ⑤内省 ⑥倫理・数学
⑦言語・語学 ⑧自然・博物学
- ・保護者が専用サイトで子どもの思考パターンや行動に関する脳科学に基づいた44問の質間に答えることで子どもの個性を診断する。
- ・8つの能力バランスをレーダーチャートで表示するとともに、得意な能力をより伸ばすアドバイスも表示される。
- ・対象年齢は2歳から6歳
- ・凸版印刷株式会社は、この個性診断に基づき、得意な能力を伸ばす絵本や新しい能力を開拓する絵本など、その子にぴったりの絵本4冊を提示し、販売する「conoco terrace（コノコテラス）」を開拓している。

ウ 実証事業の結果

- (ア) 診断実施数 期間中365人が個性診断を体験
- (イ) アンケート結果 (回答数222件)
 - ・個性診断を目的に「初めて」来館した人が62.5%。「1年以上空けて」来館した人が72.7%。
 - ・個性診断やおすすめの絵本を知ることなどに対する期待値は高く、体験後もおおむね期待通りだと感じてもらえた。おすすめの絵本をもっと教えてほしくなったという意見も多くあった。
 - ・これまで図書館司書への相談経験があったのは12%だったが、今回の体験を基に9

5%がもっと相談したいと回答。図書館利用も97%が希望し、特に効果が見られた。

- ・今回の体験で図書館を利用したくなった理由は「子どもの特性を知るとことができる」という新たな価値が高かった。
- ・「自分で選ばないような絵本に出会えた」など絵本への興味関心が引き出させていた。また、職員への相談意向も高くなつた。

(ウ) 個性診断への感想

○個性診断について

- ・子どもの個性を言葉で表していただいたので分かりやすかった。
- ・定期的にやりたい。
- ・コンピュータ任せではなく、図書館司書が厳選した170冊の中から選ばれるというのが、人間味があつていいと思った。
- ・なかなか図書館に行こうという気にならなかつたが、このような企画があると足を運ぼうという気になる。
- ・答えにくい質問があった。また、質問数が多いと感じた。
- ・診断結果をじっくり読みたいので印刷、またはメール送信できると良かった。
- ・小学生向けもあるといつも思った。など

○絵本について

- ・普段選ばない本を紹介してもらって良かった。読み聞かせが楽しみ。
- ・子どもが何に興味があるか分かるが、それに当てはまる絵本がどれか分からないので、子どもの個性に合った本を紹介してくれて良かった。
- ・保育園に通っているので絵本にふれる機会が多いと思っていたが、子どもも初めて見る本に出会え、それらの本に興味を示したので体験して良かった。
- ・診断をきっかけに職員から診断結果で示された絵本以外のおすすめ本を紹介してもらえて良かった。など

エ アンケート結果に基づいた取組

- ①個性診断が新規利用者の来館のきっかけとなっており、また紹介された絵本を特に気に入り、後日シリーズ本を借りに来るなど、個性診断に基づく絵本紹介サービスが一過性のものではなく、継続して絵本に親しむことにつながっていることから、青空図書館や出張図書館でも実施している。保護者の関心も高く、多くの方が体験している。
 - ②「いつもは聞いてくれないが、今回紹介された絵本はどれもよく聞いてくれた。」などの意見があり、それはその子の興味関心だけではなく、発達段階にも合っていることが要因と考えられる。保護者が発達段階にあったおすすめ絵本を探しやすくなるよう、対象年齢の色分けシールを貼付するなど利用しやすい環境を整える。
 - ③個性診断を担当した職員を後日指名し、絵本の相談に来た保護者もいた。図書館司書が経験を活かしてさらに読書や興味関心の幅が広がるような絵本が紹介できるよう、専門の職員を配置し、保護者が気軽に相談できるよう体制を整えた。
- ※子どもの本の相談にのるオレンジのエプロンを着用した専任職員を令和4年10

月から配置し、積極的に声かけをおこなっている。

○専門職員配置の成果（利用者の声）

- ・多くの本の中から子どもの年齢に合った本を選ぶのは大変なので気軽に相談できてうれしい。相談して良かった。
- ・自分で手に取らない本を知ることができた。

○今後の対応

- ・図書館司書に本のことを相談できるということを周知し、気軽に声を掛けられるような雰囲気を作る。
- ・子どもの年齢や興味に合った良書を紹介してくれるという司書への信頼を得る。
- ・継続した読書活動には保護者の読書に対する関心が重要であるため、図書館司書が保護者と関わる中で読書の重要性について啓発を行う。
- ・利用者からの質問内容を職員で共有し、司書のスキルアップにつなげる。

5 所感

現代に生きる子ども達は生まれた時から ICT に囲まれておりスマートフォンやインターネットが当たり前の社会で成長しているが、人生をより豊かに生きるためにも様々な体験や交流が重要であり、とりわけ読書による読解力、思考力、表現力などは「生きる力」の礎を育むものであると認識する。しかし、近年子ども達の活字離れ、読書離れが指摘されており、子どもと本をつなぐための取組はますます重要であると痛感する。

今回行政視察させていただいた静岡県袋井市では、平成 19 年度から「ブックスタート事業」が開始している。図書館（職員）が子ども読書活動推進の原動力となり施策展開の充実を図っておられるが、子どもと良書をつなぐ重要性の気運が全庁的に共有されているものと、深く感銘を受けた。該当事業の「個性診断」は凸版印刷株式会社との連携により、本の購買に繋げたい企業と読書活動の推進を図りたい行政との双方の意向が合致し開始した。坂戸工場を有する本市としても連携強化が期待できるものと考える。

実証事業の目的は「図書館未利用層へのアプローチ」、「子どもの読書の質の向上」、「子どもの読書について保護者が図書館司書に相談しやすい環境づくり」などの課題解決を図るものだが、研修を通じて一番重要視していることは、図書館職員と利用者の関わりを深める点であることが伝わった。図書館利用者はとかく静かに利用することに意識が向いているため「職員に相談する＝声をかける」という概念がないのが通常と認識するが、袋井市の図書館職員はむしろ“相談してもらえるための工夫”に知恵を絞っていた。図書館職員が職員になって最初に言われたことは「子どもの本を勉強しなさい」であったとのこと。単に子どもの本を知っているというだけではなく、本当に“良い本に会ってほしい”という強い気持ちが職員に受け継がれていて、個々のスキルが上がっているからこそ、“相談してほしい”と感じているのだと思えた。こうした職員の熱い思いがあるからこそ、今回のシステムを体験した保護者の感想や意見に反映されているものと確信する。結果、全ての目的をも達成したと感じた。実証事業を基に、今後も子ども達の読書活動の推進のために、様々な施策展開が検討されており感動を新たにした。

「住みつけたいまち 子育てしたいまち」を掲げた本市だからこそ、子ども達の「生きる力」の醸成のために読書活動のさらなる施策展開が重要である。今回の研修を活かし読書活動がさらに推進できるように尽力したいと、決意を新たにすることができた。



個性診断に基づきおすすめされた絵本を紹介する
職員と診断を体験する親子



子どもの本を紹介する専任職員を
知らせるポスター



「ふくぶくつうちょう」
(読書通帳)



神奈川県座間市調査結果報告

- 1 日 時 令和5年1月27日（金）10：00～11：30
2 行 先 神奈川県座間市役所
3 内 容 社会的孤立状態にある方のフリースペース「みんなの居場所ここから」について

4 座間市の概要

座間市は、東京から約40km、横浜から約20kmで、神奈川県のほぼ中央に位置している。面積は、17.57km²で、東西5.3km、南北4kmに広がる。

- ・人口：132,080人（令和5年1月1日現在）
- ・世帯数：61,477世帯

観光

- ・大凧上げ 江戸時代から続く伝統行事で、毎年5月4日・5日に13m四方の大凧を掲揚する。
- ・ひまわり畑 毎年7月下旬から8月中旬にかけて、約55万本のヒマワリが咲き誇る。

5 内容についての概要

本会派は、前記内容について、神奈川県座間市を訪問し、担当職員等から概要説明を聴取し、質疑・応答を行った。

説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 社会的孤立状態にある方のフリースペース「みんなの居場所 ここから」について 座間市 福祉部 生活援護課 担当職員

ア 組織体制と実施状況について

生活援護課

課長 1人

経理係	市職員	5人
	事務補助員	1人
	適正実施推進員	1人
	診療報酬点検員	1人
	保健・看護師	1人
生活保護第1～3係	査察指導員	3人
	地域担当（ケースワーカー）	24人

面接相談員	2人
就労支援員	3人
調査担当	2人
窓口事務員	4人
自立サポート担当	
市職員	2人
相談支援員	2人
就労支援員	2人
住居確保給付金担当	1人
子ども健全育成員	1人

- ・自立相談支援事業は平成27年度から
- ・家計改善支援事業は平成28年度から
 ：座間市社会福祉協議会 平成28年7月開始
- ・就労準備支援事業は平成29年度から
 ：はたらっく・ざま（共同企業体）平成29年10月開始。令和元年度から3年契約。
- ・子どもの学習・生活支援事業は平成30年度から
 ：座間市社会福祉協議会 平成30年7月開始
- ・一時生活支援事業は令和元年度から
 ：NPO法人ワンエイド 令和元年7月居住支援推進事業（地域居住のみ）開始。一時生活は次年度から。
- ・アウトリーチ支援事業は令和2年度から
 ：(有)トータル・ケアサービス 令和2年8月開始。
- ・ひきこもりサポート事業は令和3年度から
 ：はたらっく・ざま 令和3年6月開始。

イ 断らない相談支援について

- ・支援調整会議を行っている

外部団体との連携

包括的支援体制構築ワーキンググループ：自立サポート担当

 福祉長寿課
 建築住宅課
 障がい福祉課
 介護保険課
 子ども政策課
 広聴人権課 等

居住支援協議会：かながわ住まいまちづくり協会

全日本不動産協会神奈川県本部

高齢者住宅財団
神奈川県宅地建物取引業協会 等
協力してくれる不動産関係機関と年に4回

- ・相談へのハードルを下げる
- ・最新の困りごとへの気づき
- ・地域資源の開拓と連携（地域づくり）
- ・支援の事業化
- ・支援員の負担軽減

ウ 自立相談支援事業の全体像について
生活の困りごと

◆ **自立サポート相談**

生活にお困りの方の相談を受け付け、支援の計画を立て、各事業や関係機関との連携を調整する。

相談支援員4人（うち会計年度任用職員2人）が担当。

ひきこもり・仕事の困りごと

◆ **就労支援事業**

就労支援員（会計年度任用職員2人）が仕事探しの支援を行う。相談者と事業所を直接つなぐ無料職業紹介事業も実施。

◆ **就労準備支援事業（委託）**

就労経験のない方や離職から長期経過した方へ生活訓練や実習などを通じて就労への自信をつけてもらう。

◆ **ひきこもりサポート事業（委託）**

ひきこもり状態にある方へ居場所⇒「ここから」を提供。当事者や関係者にセミナー、サロンも開催。

◆ **アウトリーチ支援事業（委託）**

相談につながっていない方へ支援を届ける。

精神保健福祉士の資格を持つアウトリーチ支援員が関係者へのアドバイスや当事者への訪問などを行う。

エ 座間市の支援事業について
お金の困りごと

◆ **家計改善支援事業（委託）**

ファイナンシャルプランナーの資格を持つ家計改善支援員が家計改善の目線からお金の困りごとを支援する。家計表やキャッシュフローの作成支援の他、税・料金の支払相談、債務整理、貸付・給付・減免制度の案内を行う。

住まいの困りごと

◆ 一時生活支援事業（委託）

一時生活支援として、住まいを失った方へシェルターの提供と生活の支援を行う。

地域居住支援として、協力不動産店の開拓や物件情報の提供、賃貸契約の支援などを行う。

子どもの困りごと

◆ 子ども健全育成員（会計年度任用職員）

相談支援員やケースワーカーと同席し当事者や家族との関係性を築き支援する。

◆ 子どもの学習・生活支援事業（委託）

学習や生活を支援する居場所の開設・運営を支援する。

その他の事業

◆ 自立相談支援補助員（委託）

食糧支援団体へ自立相談支援補助員を配置し、市の支援を案内する。

◆ 助言弁護士（専任）

相談支援員の直面する法的な事柄について、専任の弁護士が助言する。

支援の考え方

相談者の抱える困りごとは、複合的で複雑な場合があり、一つの事業だけで解決はできない。また、困りごとを的確に把握できる方は、ほとんどいない。

各事業が連携し、抱えている困りごとや解決方法に気付くことが重要と考えている。

- ・個々の支援ではなくチームで支援する。

オ 庁内連携包括的支援体制構築ワーキンググループについて

「生活困窮者支援」を福祉だけの問題ではなく、市役所へ来る方は困りごとを抱えている可能性があると考え、市役所全体で、市民の困りごとを「きづき」、適切な支援へ「つなぐ」ための仕組みを検討している。

◆ つなぐシート

相談員の負担軽減と職員力の向上を目的として、複数部署がかかわる困りごとを支援する場合に使用する。

◆ 相談チャート

職員へ、支援へ、つなぐための「きづき」を促すための図である。

カ 庁外連携居住支援協議会について

居住支援協議会

高齢者や障がい者、低所得者などさまざまな理由で住まい探しにお困りの方の支援を検討する会議である。

入居の支援や物件の安全確保、物件情報の提供などを話し合う。

行政、不動産事業者、関係団体などが同じ目線で話せる組織を目指す。

キ お困りの方を支援するために

- ◆ 事業、連携先など受け皿を整備する。
- ◆ 庁内・外へ「きづき、つなぎ」を張り巡らせる。
- ◆ 支援を福祉だけで抱え込まない。
- ◆ 取り組みを広報する。⇒本「誰も断らない こちら神奈川県座間市生活援護課」

地域全体で「断らない相談支援」を…

どこに相談しても支援につながり、困りごとに気付ける地域づくり。

質疑応答

・問 庁内連携ワーキンググループの開催は上からの指示か。

・答 副市長から検討の指示があり、積み重ねながら始まった。

・問 アウトリーチ支援事業について長い時間がかかるように思うが。

・答 人によっては、長い時間が必要である。会うまでに1年半。5年かかる場合もある。

・問 アウトリーチ支援事業の予算について伺う。

令和2年度は8月開始で339万円。令和3年度は1084万円と倍以上の増額と書かれているが、これは国からの補助か。県からも来ているのか。

・答 相談員を2人以上に増員するためである。人件費である。国からの補助である。

・問 「断らない相談支援」の支援員の負担軽減とはどういうことか。

・答 困りごとは多岐にわたるので、庁内連携・居住支援協議会など網の目のようにすることが、支援員の負担軽減につながる。

・問 「就労準備支援事業」について、生活の中から特性を見つけるとの説明があったが、どのように特性を見つけるのか。

・答 カリキュラムを組んでいる（1年単位）。漢字、お金の使い方、掃除、料理などいろんな特性を見つける。

・問 「子どもの困りごと」について、どれぐらいの人数か。

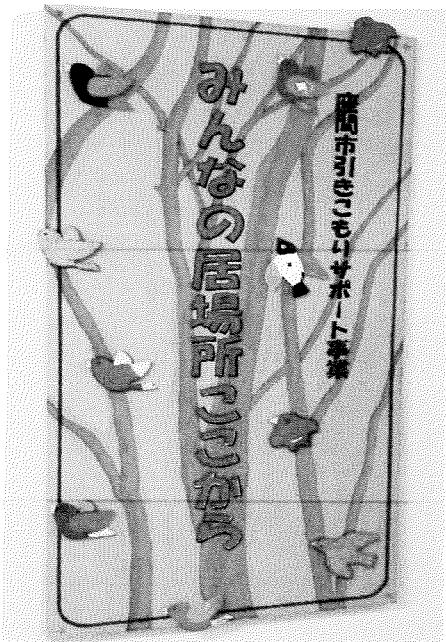
・答 正確な人数はわからないが、ずっと見続けてサポートしている。現在居場所が9か所。勉強塾など。

居場所はアットホーム的にボランティアが運営している。

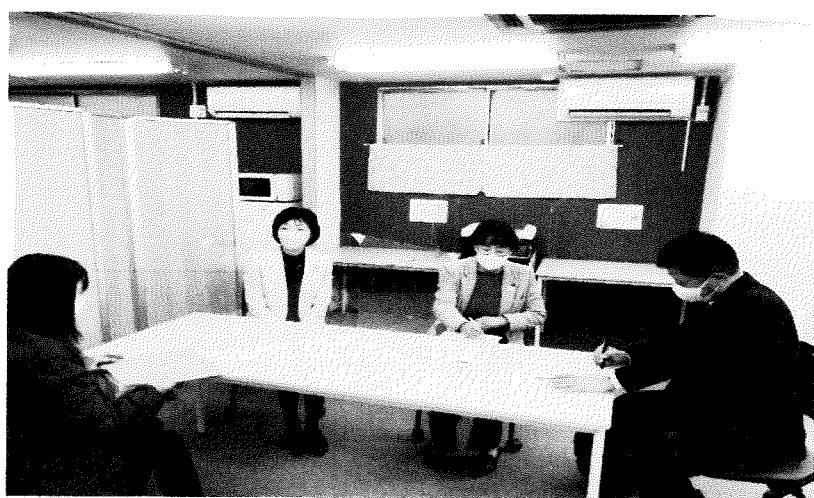
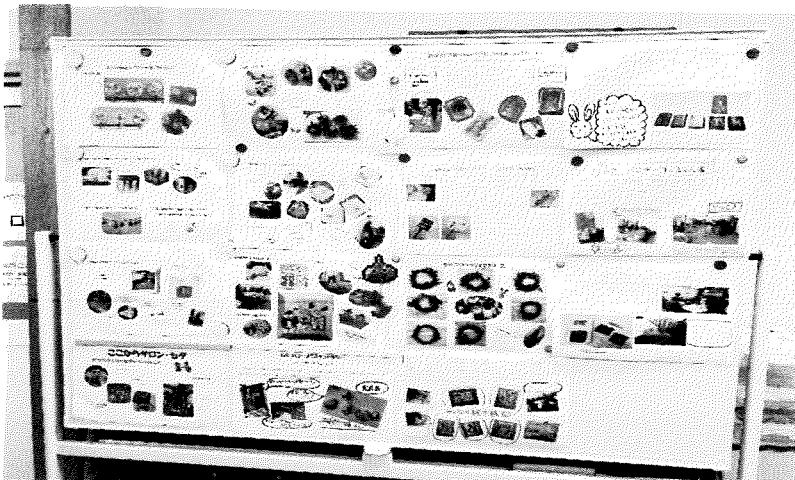
サッカーチームSC相模原のグランド準備。イオンの映画館のバックヤードの見学等。

6 現地視察 座間市ひきこもりサポート事業「みんなの居場所 ここから」

座間市相武台1-35-6 三裕ビル2階2-D



座間市ひきこもりサポート事業
「みんなの居場所ここから」
視察の様子



7 感想・所見

断らない相談支援について

生活援護課が受け持つ「自立相談支援事業」から「ひきこもりサポート事業」まで断らない相談支援についてご教授いただいた。

職員さんの「覚悟」というものを感じた。アウトリーチ支援事業は本当に長い時間を要するものであり、その家族とのつながりから家族から変えていき本人まで変えていくという支援である。根気と忍耐強さが必要である。頭が下がる思いである。

何よりも「なんでも相談してください」と相談へのハードルを下げ、それを支援の事業化をし、積み重ねていった経緯を聞き、ここまでするのかと感動した。

現地「みんなの居場所　ここから」も視察させていただいた。雑居ビルの一室にありビルに入っていくので、第三者からはわかりにくく、良い場所であると感じた。「はたらっく・ざま」のスタッフの方から説明いただいた。寄り添う姿勢で居心地の良い空間であった。市外の方も来られるとのこと。

本市においても、「本人を中心として、伴走する意識」で子育て支援、地域支援、高齢者支援、ひきこもり支援などに取り組んでいかなければならないと思う。ますます縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「わが事」として住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会にしていかなければいけない。私自身も、本市に提言できるよう、議員力の向上に努めていきたい。